

社会福祉法人常成福祉会役員等報酬規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人常成福祉会（以下、「当法人」という。）定款第9条及び第23条の規定による評議員会で定めた報酬支給基準に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下、「役員等」という。）の報酬等の支給方法等について定めるものとする。

（報酬等の支給）

第2条 役員等には、職務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- （1）常勤役員（この法人を主たる勤務場所とする者をいう。）については、報酬及び賞与を支給することとし、退職手当は支給しない。
- （2）非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

（常勤役員の報酬等の算定方法）

第3条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- （1）報酬については、別表第1に定める額
- （2）賞与については、別表第2に定める額
- （3）通勤手当については、職員給与規程第11条の規定に準ずる額
- （4）常勤役員が職務のため出張をしたときは、職員旅費規程に準ずる額。

（非常勤役員等の報酬等の算定方法）

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- （1）報酬については、別表第3に定める額
- （2）非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、職員旅費規程に準ずる額。

（職員給与との併給禁止）

第5条 理事が当法人職員を兼務し、職員給与を支給しているときは、この規程に基づく役員報酬等は支給しない。

（報酬等の支給方法）

第6条 役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- （1）報酬については、職員給与規程第7条第1項に基づく時期とする。

(2) 賞与については、職員給与規程第16条第1項に基づく時期とする。

2 評議員に対する報酬は、当該会議等に出席した都度、支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の支給基準日)

第7条 新たに常勤役員に就任した者には、その月から報酬を支給する。

2 常勤役員が退任（死亡によって退任した場合を含む。）し、又は解任された場合は、その月までの報酬を支給する。

(公表)

第8条 当法人は、評議員会が定める「社会福祉法人常成福祉会役員及び評議員の報酬支給基準」をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

付 則

この規程は、平成29年7月1日から施行する。

付 則

「社会福祉法人常成福祉会役員等の報酬に関する規程」は、これを廃止する。

付 則

この規程は、平成30年8月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和7年6月17日から施行する。

別表第 1（常勤役員の報酬）

役職名	報酬の基本月額
理事長	376,000円
専務理事	282,000円
理事	181,000円

別表第 2（常勤役員の賞与）

6月の賞与	報酬月額×職員給与規程第16条及び第17条の規定を準用した支給率
12月の賞与	報酬月額×職員給与規程第16条及び第17条の規定を準用した支給率

別表第 3（非常勤役員等の報酬）

（1）評議員

	日額
評議員会への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	20,000円

（2）理事

	日額
理事会等会議への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	20,000円

（3）監事

	日額
監事監査、理事会及び評議員会への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	20,000円